

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
リスク管理支援業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.1	EY新日本有限責任監査法人 東京都千代田区有楽町1-1-2	1010005005059	本件企画競争による公募において提出された企画提案書について、企画提案選定委員会を行った結果、高い評価を得た企画提案書の提出者を契約予定者として特定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	9,995,920	-	-				企画競争
日本人の海外留学促進のための情報発信活動等の企画・運営業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.1	株式会社サニーサイドアップ 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-23-5 JPR千駄ヶ谷ビル	7011001129374	本件企画競争による公募において、1者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価点が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	58,175,700	-	-				企画競争
令和5年度東京国際交流館「スタディーツアー」実施業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.26	東武トップツアーズ株式会社 東京都新宿区西新宿7-5-25	4013201004021	本件企画競争による公募において、2者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価点が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	4,794,200	-	-				企画競争
2023年度日本留学フェア(韓国・ソウル)実施業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.5	社団法人韓日協会 ソウル特別市瑞草区江南大路381 Doosan Bearstel 1 709号		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できること等が必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	12,307,361	-	-				随意契約 (外国での契約)
2023年度日本留学フェア(韓国)に係る釜山会場の会場賃借	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.14	Busan Exhibition & Convention Center (BEXCO) 55 APEC-ro, Haeundae-gu, Busan		本フェアの実施に当たり、本機構が指定する会場の要件を満たしており、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	956,308	-	-				随意契約 (外国での契約)
2023年度日本留学フェア(韓国・釜山)実施業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉岡 知哉 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	R5.7.14	社団法人釜山韓日交流センター 釜山広域市南区水營路312, 1015号		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できること等が必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	13,242,059	-	-				随意契約 (外国での契約)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。